

長野市スタートアップ支援補助金交付要綱

長野市スタートアップ支援補助金交付要綱（令和5年長野市告示第608号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、市内にスタートアップを集積することにより新事業の創出及び地域経済の活性化を図るため、スタートアップが行う地域活性化等に資する事業（以下「地域活性化事業」という。）を行うための経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ 新事業を既に行っている個人若しくは法人又は新たに行う個人若しくは法人であって、当該新事業の短期間での大幅な成長を目指すもの（公営企業及び非営利企業を除く。）をいう。
- (2) 新事業 革新的な技術又はアイデアに基づく新たな事業をいう。
- (3) ビジネスコンテスト等 個人又は団体で参加する者が作成するビジネスに係るプランの審査が行われるコンテスト又は大会をいう。
- (4) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第1号に規定する寄附金をいう。
- (5) クラウドファンディング型ふるさと納税 地域活性化事業を支援するため、インターネットを利用して不特定多数の者から寄附を受けるふるさと納税をいう。
- (6) 企業版ふるさと納税 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2の規定による第2期長野市まち・ひと・しごと創生推進計画に位置付けられた事業に対する寄附金をいう。
- (7) VC 未上場のスタートアップ等に対する出資及びその株式の取得を専門に行う企業等をいう。
- (8) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (9) 大企業 中小企業者以外の事業者であって、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者をいう。
- (10) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は職員を兼ねている者が、役員の数分の2分の1以上を占めている中小企業者

（交付対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすスタートアップとする。

(1) 第7第2項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）を行う日において、次のアからオまでのいずれかに該当する個人又は法人であること。

ア 開業等届（所得税法第229条に規定する開業等の届出をいう。以下同じ。）に係る開業の日以後の期間が10年未満の個人であって、新事業を既に行っているもの又は新たに行うもの

イ 開業等届を提出し新事業を行う個人が当該新事業を行うために設立し、当該新事業を既に行っている法人又は新たに行う法人（以下「法人成り後の法人」という。）であって、当該個人の開業等届に係る開業の日以後の期間が10年未満のもの

ウ 設立の登記を行った日以後の期間が10年未満の法人であって、新事業を既に行っているもの又は新たに行うもの（法人成り後の法人を除く。）

エ 事業を行っていない個人であって、規則第3条の規定による交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）までに新事業に係る開業等届（事務所等の所在地が市内のものに限る。）を長野税務署に提出し、又は設立の登記（本店の住所が市内のものに限る。）を行う意志が明確であると市長が認めるもの

オ その他アからエまでに掲げるものに準ずるものとして市長が適当と認めるもの

(2) 認定の申請を行う日において、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する個人又は法人であること。

ア 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫をいう。）その他市長が別に定める公的機関等の主催又は共催により開催されるビジネスコンテスト等（市長が適当と認めるものに限る。）に出場をしたことがある又は出場を予定していること。

イ 経済産業省が推進するスタートアップ育成支援プログラム（市長が適当と認めるものに限る。）に選定されていること。

ウ 認定の申請を行う日までに金融機関、VC等から出資等を受けている又は当該日の属する年度内に出資等を受ける見込みがあること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 交付申請日において、中小企業者（みなし大企業を除く。）であること。

(6) その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係者(長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。)その他市長が適当でないと認める者でないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。

(8) 補助事業に対し、交付対象者が目標として設定する寄附金の額(以下「寄附目標額」)に達しない場合においても、当該補助事業を実施する者であること。
(補助事業)

第4 補助事業は、交付対象者が市内の事業所、店舗等(以下「事業所等」という。)を拠点として実施する地域活性化事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

(1) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護保険事業その他の法令等の規定による事業

(3) 第5第1項に規定する対象経費のうち、別表に掲げる設備費の総額が200万円に満たない事業

(4) その他市長が適当でないと認める事業
(対象経費、補助金の額等)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、第15の規定による認定の決定を受けた日から当該決定を受けた日の属する年度の末日までの間に実施した補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、対象経費としない。

(1) 国、県、市その他の団体から補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費

(2) 消費税及び地方消費税額

(3) その他市長が適当でないと認める経費

3 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額とし、500万円を限度とする。この場合において、別表に掲げる事業費にあつては、150万円を限度とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 市長は、補助事業に対して、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附を受けた場合には当該寄附を受けた額から当該寄附に係る募集に要した額を差し引いた額を補助金の額に加算するものとし、企業版ふるさと納税による寄附を受けた場合には当該寄附を受けた額から当該寄附に係る募集に要した経費の額を差し引いた額を限度として補助金の額に加算することができる。ただし、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附にあつては100万円を、企業版ふるさと納税による寄附にあつては400万円を限度とする。

6 補助金の交付(概算払による補助金の交付を除く。)は、一の交付対象者(既に補助金の交付を受けた者と同一の者であると市長が認める者を含む。以下この項において同じ。)につき1回を限度とする。ただし、交付対象者が既に補助金の交付

を受けた補助事業に係る新事業と異なる新事業を行う場合（市長が適当でないとする場合を除く。）は、この限りでない。

（交付の条件）

第6 補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業が完了した日から3年間は、市内の事業所等を拠点として補助事業を継続すること。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業が完了した日から3年間は、補助事業による地域活性化に資する取組について市長が別に定める広報及び調査に協力すること。

（認定の申請）

第7 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする補助事業及び対象経費の内容について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、長野市スタートアップ支援補助金認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) ふるさと納税制度を活用した寄附募集計画書
- (4) 市税の納付確認に関する同意書兼誓約書
- (5) 個人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業等届の写し（開業等届を提出している場合に限る。）
 - イ 住民票の写し
- (6) 法人にあつては、次に掲げる書類（設立の登記をしている場合に限る。）
 - ア 定款、規約又は会則の写し
 - イ 登記事項証明書の写し
 - ウ 株主名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請書等の提出期間は、市長が別に定める。

（長野市スタートアップ支援補助金検討委員会）

第8 第7第1項の規定による認定について関係者の意見を反映させるため、長野市スタートアップ支援補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) スタートアップが行う地域活性化事業に関し、優れた識見を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が検討委員会の委員として適当と認める者

（任期）

第9 検討委員会の委員の任期は、1年とする。

（委員長の職務等）

第10 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第11 市長は、第7第2項に規定する申請書等の提出があったときは、検討委員会を招集するものとする。

- 2 検討委員会は、委員長が会議の議長となる。
- 3 検討委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報告)

第12 委員長は、検討委員会での意見の内容を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第13 検討委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第14 検討委員会の庶務は、経済産業振興部イノベーション推進課が行う。

(認定の決定)

第15 市長は、第12に規定する意見の内容の報告があったときは、第7第2項に規定する申請書等の内容を審査し、及び市税を滞納していないことを確認し、補助金の交付を受けようとする補助事業及び対象経費の内容について、認定の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その旨を第7第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(認定の変更等)

第16 第15第1項の規定による認定を受けた者（以下この項及び次項において「認定者」という。）は、当該認定の内容の変更をし、又は当該認定の中止若しくは廃止をしようとするとき（第19第2項に規定する場合及び災害その他市長がやむを得ないと認める場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けた場合、認定者が第18第3項に規定する提出期限までに同第18第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないと認める場合は、当該認定を取り消すことがある。

(寄附の募集)

第17 市長は第15第1項の規定により認定した補助事業（以下「認定事業」という。）について、市長が別に定めるところにより、認定事業に係るクラウドファンディング型ふるさと納税又は企業版ふるさと納税（以下「企業版ふるさと納税等」という。）による寄附を募集するものとする。

- 2 前項の規定により寄附を受けた企業版ふるさと納税等の額が確定したときは、当該額及びその額から手数料等を除いた額を認定者に通知するものとするものとする。

る。

(交付申請)

第18 規則第3条に規定する申請書は、長野市スタートアップ支援補助金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 個人にあっては開業等届の写し、法人にあっては次に掲げる書類(認定の申請をするときに市長に提出をしていない場合であって、市長が必要と認めるときに限る。)

ア 定款、規約又は会則の写し

イ 登記事項証明書の写し

ウ 株主名簿

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(認定事業の内容の変更等)

第19 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 認定事業の内容の変更をしようとするとき 長野市スタートアップ支援補助金変更承認申請書(様式第3号)及び市長が必要と認める書類

(2) 認定事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市スタートアップ支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)及び市長が必要と認める書類

2 前項の申請について、市長が認定事業の変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合には、第15第1項の規定による認定もこれに伴い変更がされ、又は中止若しくは廃止がされるものとする。

(実績報告)

第20 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市スタートアップ支援補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) スタートアップ支援補助金収支決算書

(2) 法人設立・開設・異動届出書の写しその他補助事業者が現に事業を行っていることが確認できる書類

(3) 対象経費に係る支出の事実が確認できる書類の写し

(4) 認定事業の経過及び成果を明らかにする書類、写真等

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、認定事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求等)

第21 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市スタートアップ支援補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市スタートアップ支援

補助金概算払請求書（概算払用）（様式第7号）によるものとする。

- 3 概算払による補助金の交付は2回を限度とし、その額は補助金の交付の決定を受けた額の2分の1以内の額とする。

（財産の管理及び処分）

第22 補助事業者は、当該認定事業により取得した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、財産（その取得価格が1件当たり50万円以上のものに限る。）の処分をするときは、あらかじめ長野市スタートアップ支援補助金財産処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前項本文の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者に当該承認に係る財産の処分による収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（関係書類の整備）

第23 補助事業者は、認定事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、認定事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金の返還）

第24 規則第14条に定めるもののほか、認定事業の開始後3年以内に当該補助事業の停止、中断その他の市長が別に定める行為をした場合は、補助金等の額に100分の50を乗じて得た額を限度として、これを返還させることがある。ただし、市長がやむを得ないと認める事情がある場合を除く。

（補則）

第25 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長野市スタートアップ支援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に新要綱第7の規定による認定の申請を行う者について適用し、同日前に改正前の長野市スタートアップ支援補助金交付要綱第7の規定による認定の申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5関係）

区分		内容
設備費	施設整備費	市内の建物、建物付属設備及び構築物の設計、工事監理、建築工事、修繕及び取得に係る経費（用地の取得に係る経費を除く。）等
	機械装置費	事業所等に設置等する機械装置の設計、工事監理、修繕、購入及び賃借並びに事業所等に設置等し、又は設置等されている機械装置等に組み込まれ、付属し、又は一体として機能するソフトウェアの設計、開発及び導入に係る経費等
	備品費	市内の事業所、店舗等に設置等する備品の購入及び賃借に係る経費
事業費	専門家謝金	指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に係る謝礼金
	旅費	従業員及び専門家等に係る旅費
	原材料費	試作品の開発に必要な原材料、副資材等に係る経費
	手数料	産業財産権の取得に係る経費
	クラウドサービス利用料	クラウドサービスの利用に係る経費
	広告料	広告宣伝、販売促進等の広告費
	使用料及び賃借料	事業所等の賃借料（駐車場代、仲介手数料、敷金、礼金、保証金等を除く。）、イベント会場の使用料等
	委託料	業務の委託に係る経費

様式第1号（第7関係）

（表）

長野市スタートアップ支援補助金認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市スタートアップ支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により、下記のとおり申請します。

また、要綱第3に規定する交付対象者の要件を全て満たすことを誓約します。

記

1 補助事業の名称、期間及び寄附目標額

事業名称	
事業の目的及び概要	
補助事業の期間	着手（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日
クラウドファンディング型ふるさと納税の寄附目標額	円
企業版ふるさと納税の寄附目標額	円

(裏)

2 関係書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) ふるさと納税制度を活用した寄附募集計画書
- (4) 市税の納付確認に関する同意書兼誓約書
- (5) 個人にあっては、次に掲げる書類
 - ア 開業等届の写し（開業等届を提出している場合に限る。）
 - イ 住民票の写し
- (6) 法人にあっては、次に掲げる書類（設立の登記をしている場合に限る。）
 - ア 定款、規約又は会則の写し
 - イ 登記事項証明書の写し
 - ウ 株主名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第18関係）

長野市スタートアップ支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で認定を受けた
長野市スタートアップ支援補助金について交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

1 申請額 円

2 関係書類

- (1) 個人にあつては開業等届の写し、法人にあつては次に掲げる書類（認定の申請をするときに市長に提出をしていない場合であつて、市長が必要と認めるときに限る。）
 - ア 定款、規約又は会則の写し
 - イ 登記事項証明書の写し
 - ウ 株主名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第19関係）

長野市スタートアップ支援補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた長野市スタートアップ支援補助金の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第4号（第19関係）

長野市スタートアップ支援補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
長野市スタートアップ支援補助金の内容を下記のとおり中止（廃止）をしたいの
で、承認してください。

記

- 1 認定事業の中止（廃止）の理由

- 2 認定事業の遂行状況

- 3 認定事業を中止する期間及び認定事業の完了予定年月日

- 4 その他

様式第5号（第20関係）

長野市スタートアップ支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた
長野市スタートアップ支援補助金の認定事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助金交付請求額 円

2 完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) スタートアップ支援補助金収支決算書
- (2) 法人設立・開設・異動届出書の写しその他補助事業者が現に事業を行つてい
ることが確認できる書類
- (3) 対象経費に係る支出の事実が確認できる書類の写し
- (4) 認定事業の経過及び成果を明らかにする書類、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第21関係）

長野市スタートアップ支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった長野市スタートアップ支援補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 確 定 額 | 円 |
| 2 | 概算払を受けた額 | 円 |
| 3 | 請 求 額 | 円 |
| 4 | 送 金 先 | |

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										

様式第7号（第21関係）

長野市スタートアップ支援補助金交付請求書（概算払用）

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあつた長野市スタートアップ支援補助金について、下記のとおり概算払をしてください。

記

- 1 交 付 決 定 額 円
 2 請 求 額 円
 3 送 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号 (右詰めで記入)										

様式第8号（第22関係）

長野市スタートアップ支援補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあつた長野市スタートアップ支援補助金により取得した財産を処分することについて、下記のとおり承認してください。

記

1 取得財産

(1) 品名

(2) 取得年月日

年 月 日

(3) 取得価格

円

2 処分の方法

3 処分の理由